(三)　一〇メートルの距離における電界強度

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八八MHz未満	五〇デシベル
八一・八八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

第四十六条の二第一項第八号の(4)中「、放射妨害波」を「並びに放射妨害波」に、「及び妨害波電力」を「及び電界強度」に、「(一)から(四)まで」を「(一)から(三)まで及び(四)又は(五)」に改め、同号の(4)(三)及び(四)を次のように改める。

(三)　放射妨害波の磁界強度

周波数帯		ループアンテナの直径ごとの準尖頭値の許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上七〇kHz未満	直径二メートル	八八デシベルから八八デシベル(1)
	直径三メートル	八一デシベルから五一デシベル(1)
	直径四メートル	七五デシベルから四五デシベル(1)
七〇kHz以上一五〇kHz未満	直径二メートル	八八デシベルから五八デシベル(1)
	直径三メートル	八一デシベルから五一デシベル(1)
	直径四メートル	七五デシベルから四五デシベル(1)
一五〇kHz以上二・二MHz以下	直径二メートル	五八デシベルから二六デシベル(1)
	直径三メートル	五一デシベルから二二デシベル(1)
	直径四メートル	四五デシベルから一六デシベル(1)
二・二MHzを超え三MHz未満	直径二メートル	五八デシベル
	直径三メートル	五一デシベル
	直径四メートル	四五デシベル
三MHz以上三〇MHz以下	直径二メートル	二二デシベルから一五デシベル(2)
	直径三メートル	一六デシベルから九デシベル(2)
	直径四メートル	一二デシベルから六デシベル(2)

注一　最大となる長さが、一・六メートル以内の機器には直径二メートルの、一・六メートルを超え二・六メートル以内の機器には直径三メートルの、二・六メートルを超え三・六メートル以内の機器には直径四メートルのループアンテナをそれぞれ使用することとする。

二　(1)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

三　(2)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に増加した値とする。

(四)　放射妨害波の電界強度

周波数帯	測定距離ごとの準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	三メートル	一〇メートル
三〇MHzを超え二三〇MHz以下	四〇デシベル	三〇デシベル
二三〇MHzを超え三〇〇MHz以下	四七デシベル	三七デシベル

第四十六条の二第一項第八号の(4)に次のように加える。

(五)　妨害波測定用結合減結合回路網により測定される妨害波電圧

周波数帯	準尖頭値の許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHzを超え一〇〇MHz以下	六四デシベルから五四デシベル　※
一〇〇MHzを超え二三〇MHz以下	五四デシベル
二三〇MHzを超え三〇〇MHz以下	六一デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

第四十六条の二第一項第八号の(5)中「(4)」を「(3)及び(4)」に、「、放射妨害波」を「並びに放射妨害波」に、「妨害波電力」を「電界強度」に改める。

第四十六条の三第一項第七号の(2)を削り、同号の(3)中「、放射妨害波」を「並びに放射妨害波」に、「妨害波電力」を「電界強度」に改め、同(3)を同号の(2)とする。